

律令制財政機構の崩壊過程

——月料・要劇料・官田——

阿 部 猛

【要約】 律令制から荘園制への移行の仕方については、未だ充分な研究はないように思われる。巨視的にこれを論ずることは従来とてもなかつたわけではないが、具体的な研究は殆どなかつたといつてよい。本稿は、土地制度史の観点から、とくに律令制下の月料・要劇料が九一〇世紀にその性質を変じて、やがて荘園体制の中に吸収・消化されていく過程をとりあげた。未だ不十分であるが、官衙領研究の緒口を探るためと、また荘園の成立過程を解明する前提的研究とはなるものと思う。

一、は し が き

律令制度そのものについての研究は、古くから数多く行われており、既に尽されたかの如き感がある。尤も些細にみるならば、律令の条文の一つをとつてみても、未だ充分に解釈しえないものや意見の相違なども存するのではあるが、それよりもかなり研究のおくれているのは、律令体制の崩壊過程の研究であろう。土地制度の面のみに限定して

考えてみても、班田収授制については多くの研究が集積されているし、またその崩壊のちに現れてくる荘園制についても研究は盛んである。しかし、両者を接続させた具体的な研究となると、未だ充分には行われていないのではあるまいか。本稿は、このような現状を反省して少しでも空白を埋めたいとの希望から書いたものである。但し、その方法は、いわば正攻法ではなく、二、三の事項をとりあげて、その変質の過程の中に律令制から荘園制への移行のし

かたを探ろうとするものにすぎないので、極めて不十分なものである。

(註) 律令制財政機構と題してはいるが、実は以下で扱う月料・要劇料は令の規定にはみえないものである。従つて厳密にいえば、両者は「令外」のものである。しかし、私はこれを広い意味で、律令制的なものとして扱う。

二、月 料

月料なるものは大宝・養老令にはその規定のみえないものである。史料的に最も早いと思われるのは、『類聚三代格』^①に収める次の勅であらう。

勅

戸座

阿波国阿曇部 壬生 中臣部
右男御宇之時供奉

備前国 壬生 海部 壬生 壬生部
右女帝御宇之時供奉

備中国 海部 壬生 笠朝臣
右皇后宮供奉

以前戸座等給時服折^{冬人別座給一正}
綿六屯夏人別座給三丈

月祈人別三斗六升

戸座^{へざ}とは、宮中の神事のかまど(へっつい)の座に奉仕するものであるが、それに時服と共に月料が与えられていた

のである。「人別三斗六升」とあれば、米であらう。次いでみえる史料は、『続日本紀』^② 天平一六年正月二三日の条の記事であらう。

太政官奏、鎮守府將軍准從五位官、判官准從六位官、主典准從七位官、倍給二季祿及月祈、並留心入京調庸物、相折、通融隨時便給、又特賜公廩田、將軍十町、副將軍八町、判官六町、主典四町、奏可之

右の記事については説明を要しないが、ただその月料が京に送進すべき調庸物を留めて、そのうちから支給されるという文言よりして、月料が現物給与であつたことが推測できる。次いで、『続日本紀』^③ 天平宝字五年二月一日の条の記事がある。

勅、朕以餘閑歴覽前史、皆降親王之礼、並在三公之下、是以別預議政者、月祈・馬祈、春秋季祿、夏冬衣服等、其一品・二品准御史大夫、三品・四品准中納言給之

右の記事は或る意味では難解である。「別預議政者」というのは、月料・馬料以下を給するための条件とみるとするならば、天平宝字五年当時、一般親王にはこれが給与されなかつたことになる。「預議政」というのも、單

に太政官政治に参与するという意味であるのか、それとも特定の職を指しているのであるかも問題である。恐らくは、「参議朝政」する参議の職を指すものではあるまいか、と推測する。なお、前掲勅の「皆降親王之礼、並在三公下」という点については、或いは知太政官事となつた親王が、いずれもその地位が左・右大臣の下に在つたことを指すのではあるまいか。^②

ところで、月料と名称の相似たものに月俸というものがある。これは、『続日本紀』^八巻養老五年六月一〇日の条の記事にみえる。

又京及諸国、因官人月俸、收斂縣税、自今以去、皆悉停之、隨令給事力、不得遠役他、致使艱辛、若有取課、一月卅錢

右の文は難解であるが、官人月俸に宛てるために百姓に課せられていた輕税を停めるといことが一つ、第二は事力のことであるが文意がよく通じない。事力は主として大宰府の官人および諸国司に給されるもので、在地の中戸以上の正丁をとつて課役を免じ、一年交替で雜役に当らせるものである。右の文意は、恐らく国司等が事力の労役を必要としなるときは、その代りに一月三〇錢を納めしめたと

いうのであろう。^③しかし、これが月俸・輕税といかなる關係があるのか全く判らない。或いは全然無關係な別個の記事ではなからうか。

月俸は前掲養老五年太政官奏により停止されたようにみえるが、輕税は依然として存在していた。即ち、正倉院文書一〇・天平二年大倭国正税帳（^上「寧樂文」）には、

輕税錢、直稻數伍拾參斛捌斗玖升

などとみえ、正倉院文書三七・天平二年紀伊国大税帳には、依民部省天平二年八月廿八日符、加添輕税錢、直稻參阡漆佰貳拾肆束漆把

とみている。右に引く天平二年民部省符は残つていないから、その内容は知ることができないが、或いはこの年に輕税は復活したのであろうか。

さて、月料に関する史料は、先の天平宝字五年の続日本紀の記事に次いで、『続日本紀』^七卷二天平神護二年一〇月二三日条に移る。

詔、法王月料准供御、法臣大僧都第一修行進守大禪師円興准大納言、法參議大律師修行進守大禪師正四位上基真准參議

右の詔中、法王とはいうまでもなく道鏡を指している。

道鏡は三日前の一〇月二〇日に称徳天皇の詔により法王の位を授けられたのであつた。前掲の詔は、既に明かなように月料に関するものである。文簡にして意を汲みがたい点もあるが、要するに法王に与えられる月料が供御——即ち、天皇供御に准じて与えられるということである。円興のそれが大納言に、基真のそれが参議に准ずるといふのは法的にそれに准ずるという意味であろうが、その実質は、要するに大納言や参議と同額の月料が与えられるということであらう。

『類聚三代格』^五延暦

一二年三月九日付太政官符による

と、このとき撰津職を改めて国司としたが、これより二季禄および月料を停止したとある。即ち、撰津職にはそれまで月料が支給されたことを知るのである。延暦一八年正月、唐人李法琬以下五人に月俸を給したが、それは「愍羈旅」という特別の措置であつた（『日本後紀』^一卷八）。

平安初期の九世紀に入ると、月料の制は大きな変改をうけた。大同三年五月には有品の親王の月料が停止されたが、翌年閏二月には供御并年中雑用、諸司官人以下の月料を廃減し、三月に改めて諸司史生以下雑色人以上に賜う時服と

月料の法が定められた（『日本後紀』^一卷一七）。『延喜式』は月料の制について詳細に記録しているが、それは恐らく右の大同四年三月の制法以後のことを記載しているのであらう。次に、『延喜式』の述べる月料の法を整理してみたい。

『延喜式』^五卷三 大炊寮式には、「親王已下月料」として、

その給米の額をあげている。それによると、無品親王・内親王・妃・夫人・女御に各一石五斗を給与されるのをはじめとして、近衛・兵衛の府生、大学史生・学生・内豎に至る諸官人に米の現物を以て給与されたが、そのほかに、塩・醬・魚なども月料として給与されることになつていた。それについては『延喜式』^三卷三 大膳式にみえるが、米と異なる点は、五位以上の官人に対しても給与される点である。

さて、月料の給与方法は、これまた『延喜式』により知られる。被給与者によつてその規定を異にしたものの如くであるが、整理すれば次の如くである。

親王以下……毎月一〇日に来月分の月料の額を太政官に申請し、一七日に太政官符を宮内省に下し、二五日に給与される（『延喜式』^一卷一）。

中宮……毎月一二日に来月分の月料を給与される（『延喜式』^一卷一三）。

大学寮官人……毎月二五日に來月分の月料を給与される
（『延喜式』
卷二〇式）。

その他は未詳であるが、恐らく次の二点は同様であろう。
①月料は大炊寮の倉庫から支給される。②月料は前月に先
渡しされる。

以上は、前述の如く、恐らく大同四年制定にかかる月料
の法を示しているものと思われる。そのうち、弘仁一年
に至つて月料給与の方法に変更が加えられた。即ち、弘仁
一年八月一六日付太政官符（『類聚三代』
格『卷六』）により次の如く改め
られた。従来、月料の下附をうけるために、諸省が毎月弁
官にその数を申して、太政官符を待つて月料を受取つてい
たのをやめて、省被官の所司から出される申請（解・移）
を省が受取り、それを従前の太政官符と照合して宛行うこ
とにする、数に増減あつたときだけは太政官符を請う、と
いうのである。この制は齋衡三年に至つて更に簡略化され
た。同年一〇月七日付太政官符（『類聚三代』
格『卷六』）によると、数が増
加するとき——即ち、新たに月料に与るときは太政官符を
必要とせず、省符で処理する。但し、減数——即ち、受給
者の満限・薨卒のときのみ太政官符を請うとした。

『延喜式』^{六卷二}主税式には、次の如き注目すべき記載が
ある。

凡諸司諸家月料、糧料之類、停給京庫、可給外國者、雖可行白
米、而猶充黑米

月料が大炊寮の倉庫から支給されることは前に述べた通
りである。それを停止して「給外國」としたというのであ
る。もとより『延喜式』はその年月を記さないから、この
記事のみでは、その変更がいつ行われたものなのか知るべ
くもない。ただ、それが元慶三年以前のことと属するのを
知りうるのみである。即ち、元慶三年一二月四日付太政官
符（『類聚三代』
格『卷一五』）に引く中納言兼民部卿藤原冬緒の奏状には次の
如く述べている。

近代以来、一年例用位禄・王禄、准穀十七万余斛、又京庫未行
衣服・月糧、必給外國

と。月料を大炊寮倉庫より給せず外國に給したというのは、
各国の正税のうちの以て月料に宛てたということである。
冬緒の奏状は、続いてまた次のように述べる。

正税用尽終行不動、当今年中所用卅五六万斛、況亦有損之年多
費不動

と。正税のみでは足らず、非常の場合に備うべき不動倉米

にまで手をつけたのである。ここにおいて政府は断を下して、畿内諸国に四、〇〇〇町にのぼる官田を増設して、以て

「支公用」とした。これが史上著名な元慶の官田設置の

発端となつた。元慶五年二月には官田の経営方式に大変更

が加えられ、半ばは従来通り直営とし、残りは地子制又は

賃租制をとることにし、以てその効をあげんとした。^⑤更に

同年一月二五日付太政官符（『類聚三代格』卷二五）で、諸司要劇料・番

上料に代えて官田を宛てた。そして翌元慶六年四月一日

にもこれに関する太政官符（『類聚三代格』卷二五）が出されたが、諸司月

料は旧法を守つて京庫に給すると定めた。しかし、大勢は

既に旧来の如き方式の存在を許さないことは明白であつた。

元慶七年に月料制の一角は遂に崩れて、三宮の宮主・戸座

の月料は官田を以て宛て給することになり、山城国に九

町四段一一八歩の田地が設定された。^⑥元慶九年には平野社

預・同御炊女の月料が、^⑦仁和二年に典薬月料が、^⑧同四年に

陰陽寮官人以下諸生以上と主殿寮殿部の月料が、^⑨寛平三年

には中宮職宮主・戸座の月料が、^⑩いずれも官田に置き換え

られた。かくして八世紀末には、月料は本来の性格を全く

失い、史上より姿を没したのである。

① 西岡虎之助『奈良朝』（『綜合日本史大系』第二巻）一八三頁。

② 竹内理三『知太政官事考』（『律令制と貴族政權』Ⅰ所収）一七頁。

③ 竹内理三『律令官位制に於ける階級性』（『律令制と貴族政權』Ⅰ所収）一七二頁。

④ いうまでもなく『延喜式』は延喜以前の令・格・式を集大成したもので、延喜当時の「現状」を示していない。従つて、『延喜式』の各箇条がいつの時点のことを示しているものか検討しなければ史料として用いがない（宮城栄昌『延喜式の研究』）。月料についての記載も同様である。『延喜式』は有品親王の月料については何も記していない。それは大同三年に有品親王の月料が停止されたことと相応じている。従つて、この点に関する限り、『延喜式』の記載は大同四年三月の月料の法制定以後の（或いは同法そのもの）様子を示しているものと考えるのが妥当である。

⑤ 『類聚三代格』卷一五 元慶五年二月八日付太政官符。

⑥ 同卷一五 元慶七年二月九日付太政官符。

⑦ 同卷一五 元慶九年二月八日付太政官符。

⑧ 同卷一五 仁和二年一〇月一九日付太政官符。

⑨ 同卷一五 仁和四年一二月二五日付太政官符。

⑩ 同卷一五 寛平三年八月三日付太政官符。

三、要 劇 料

要劇料の置かれたときの事情については殆どこれを明かにすることができない。このことを記すのは元慶五年一月二五日付太政官符（格『類聚三代』卷二五）のみであつて、それには次の如く述べている。

右要劇之俸、其来尚矣、養老三載、簡劇官而給錢

要劇料とは、文字通り劇官に給する俸禄であつて、その起源が養老三三年にあることが窺われる。しかし、『続日本紀』の養老三三年の条を検するも、これについての記事は全くみえない。本来ならば、詔・勅・太政官奏・同符の類によつて史料にみえる筈であるが、今のところ発見しえない。

要劇錢の額は月に一〇〇文であつた。^①はじめ設置されたとき、要劇料は文字通り「簡劇官」してとくに給与するものであつたが、大同三年に至つて改められ、官の閑劇を問わず「普給衆司」することにした。^②要劇料は、そのはじめ錢を以て給していたが、大同四年には、「米価已貴、懸倍往年」という事情のもとに、錢をやめて米で給することにした。受給の範囲は職事四位以下、初位以上のもので、

觀察使はこれを除き、人別日に米二升であつた。^③四位以下、初位以上に給与するという点は、恐らく養老三三年設置のときから同様であつたと推定される。受給者を四位以下としたことには或る意味がある。

本来、律令官位制においては、三位以上を「貴」、五位以上を「通貴」といい、六位以下の「非通貴」^④と共に三層をなし、おのおの経済的特権の上で差があつた。竹内理三氏の作製された表を借用するならば、

非通貴	通貴	貴	月料節禄				
			有	有	有	有	有
有	有	有	有	有	有	有	有
有	有	有	有	有	有	有	有

右の如くであつて、貴と通貴以下の差を決定づけるものは、職田・位封・職封・職分資人の四つである。官職に付随するものと位階に付随するものの二者があるが、実際には律令官人制は官位相当制をとっているから、分離しえない性質のものである。しかし、職務に付随する職田・職封・職分資人の三者が「貴」のみに与えられていることは注意

すべきである。要劇料が、はじめ劇官に与えられるものであつたのに、大同三年以降「普給衆司」ことにしたのは、四位以下の「通貴」「非通貴」の官人に対して、幾分なりともその待遇を改善しようとする意図を持つていたのではあるまいか。

要劇料に関する細かい規定は『延喜式』^{卷一}にみえるのみである。即ち、太政官式に次の如く規定している。

要劇者、録前月応給官人及物数、毎月四日申官、即加官要劇、造物目、同日申太政官、五日符下宮内省、十三日出給、但給田者、下符勘解由使（中略）若逢雪風、臨時改日

この記載によれば、要劇料は月料等と同じく前月一三日に先渡しされた。右のうち注意すべき記載は「但給田者、下符勘解由使」という部分である。前述の如く、要劇料は米・錢を以て給するのであるのに「給田」とみえる。これは、実はのちに述べるように、元慶五年以降、田を宛てられた史実を反映しているのである。従つて、給与手続についての『延喜式』のこの記事は、同年以降のことを記録に残していることができる。

元慶五年十一月二五日、政府は太政官符（『類聚三代格』^{卷一五}）を以て、

要劇の制に大変更を加えた。米・錢を以て給した要劇料を田を以て代えることにしたのである。その理由とするところは、同官符によると、

要劇資糧、年少見行、月多不給、遂事不得已、或賜外庫、而諸國頻稱正税不足、屢申不動用尽、徒為行李之煩、每有闕乏之歎というのであつた。宛てられた田は、のち永く要劇田と称されたが、これは官田を割き宛てたもので、番上料田と合せて一二三五町余で、被給官司および地域は次の如くである。

山城国……治部省・刑部省・彈正台以下一一官司

大和国……大藏省・六衛府以下一二官司

河内国……式部省・兵部省以下九官司

摂津国……大藏省・主油司・大舍人寮以下一八官司

元慶六年には要劇料を改給し、一部の官司には米を以て給し、他には官司を以て給することにした。^⑧即ち、太政官・中務省以下七官司には米、式部省・治部省・大舍人寮以下三九官司には官田を宛てた。元慶八年四月には主税寮に要劇田が与えられ、その地は山城・河内・摂津三国におのおの一〇町余宛あつた。^⑦元慶九年正月には彈正台に五町

余の官田を割き、同二月には圖書寮造墨長上に撰津国の二町一段を割き、仁和二年八月には内記要劇田を河内国に、主計寮要劇田を撰津国に、勘解由要劇田を山城国におき、寛平元年一〇月には中務省の主鈴・典鑰要劇料米をやめて山城国の官田を宛てた。^⑪更に昌泰元年八月には中宮職官人要劇田が山城・大和・河内三国におかれ、同年閏一〇月には修理職官人并長上要劇田が山城・大和におかれた。^⑫

かくして九世紀末・一〇世紀初めには、要劇料は要劇田に変わり、従来の給与形式をかえてしまった。要劇田は官田と同様に地子田であらう。『延喜式』^⑬卷四左右京式に、

凡闕官料要劇田地子者、充職家公用

とみえるのも、それを窺わせる。それと共に右の記事は重要な意味を持っている。本来要劇料は劇官に給し、のちそれがすべての四位以下のもに給されたが、それも毎月の受給者数を調べて給するものであった。従つて、闕官の場合には給与されない筈であつた。それが、前掲の如く、闕官の分に職家公用に宛てるとあるのは、要劇料が米・銭から土地に代つたことに由つてゐる。要劇田地子は、つねに一定だからである。要劇田は他の所司田と共に、いわゆる

官衙領を形成して行くが、要劇田の名称そのものはのちまで残り、史料上に散見する。しかしそれは荘園制の発達の過程において、その中に組み込まれた形態においてである。

- ① 『類聚三代格』卷一五 元慶五年十一月二五日付太政官符。同卷六 大同三年九月二〇日付詔。
- ② 同卷六 大同四年閏二月四日付太政官符、なお弘仁三年三月に至り、要劇料は米で給するのをやめ、旧来の制である錢給に復した（『日本後紀』^⑭卷三二）。

④ この名称は、竹内理三「律令官位制に於ける階級性」（『律令制と貴族政權』Ⅰ）における命名による。

⑤ 竹内理三前掲論文 一七九頁。

- ⑥ 『類聚三代格』卷一五 元慶六年四月一日付太政官符。
- ⑦ 同卷一五 元慶八年四月一七日付太政官符。
- ⑧ 同卷一五 元慶九年正月一六日付太政官符。
- ⑨ 同卷一五 元慶九年二月八日付太政官符。
- ⑩ 同卷一五 仁和二年八月四日付太政官符。
- ⑪ 同卷一五 寛平元年一〇月二三日付太政官符。
- ⑫ 同卷一五 昌泰元年八月二日付太政官符。
- ⑬ 同卷一五 昌泰元年閏一〇月二六日付太政官符。

四、官 田

前二項において、月料および要劇料が、九世紀末・一〇

世紀初め頃までにその性質を変じて、官田を以て置き換えられたことを述べた。そこで本項においては官田について述べたい。

官田は、周知の如く、大化前代のミヤケの系譜を直接的にひくものであつて、古代天皇制の最も直接的な物質的基礎をなすものであつた。従つて、官田の歴史をたどることは、或る意味では律令制——とくにその物質的基礎の歴史を語ることになるであらう。^①

『田令集解』^二卷一の置官田条の古記は、官田について次の如く記している。

古記云、畿内置屯田、不輸租、屯田謂御田供御造食料田耳

古記は大宝令の註釈書と考えられているから、養老令置官田条の官田は、大宝令では「屯田」とあつたものと推定される。また、役丁条に「田司」とある部分を古記は「屯司」と称しているから間違いないであらう。屯田・官田ともに訓は「ミタ」である。屯田は、いうまでもなく屯倉の田である。屯田＝屯倉は、伝説によれば四世紀においてすでに大和に設置されていたといわれるが、それは『日本書紀』^一卷一（仁德天皇四一年二月条に、

每御宇帝皇之屯田也、其雖帝皇之子非御宇者、不得掌矣

といわれる天皇の地位に附随する直轄領であつた。屯田＝屯倉には屯田司又は田令がいてこれを管理し、田部を置いてこれを耕作せしめた。屯田＝屯倉は、いわゆる大化改新によつて廃された筈であるが、事實は然らず、大宝令の屯田は、まさにこの大化前代の屯田＝屯倉の復活にほかならない。^②

官田を掌るのは宮内省であるが、職員令には、

卿一人、掌出納、春米、官田、及奏宣御食鹽、詣方、口味事

とみえている。官田の分布は本来は畿内に限られ、大和国三〇町、摂津国三〇町、河内国二〇町、山城国二〇町の合計一〇〇町であつた（^③）。官田を管するものは田司であつて、宮内省の官人が一年交代でこれに当るが（^④）、それは使部（^⑤）とも雑色人（^⑥）であるともいわれる。

経営については、先ず官田二町ごとに牛一頭が配せられる。その牛は中以上の戸に養わしめるもので、養牛の戸は雑徭を免除された。^⑦ 官田を耕作するに必要な労働力は班田農民からえられる。令の条文には「役丁」とあるから、本来は文字通り解帛すれば一〇日の歳役を意味するように思わ

れるが、周知の如く、畿内においては歳役＝庸は免ぜられてゐるから（賦役令）、『集解』の諸説のいう如く、雑徭を以てこれを宛てたものと思われる。宮内省は毎年、来年度分の稲の種類と耕種する面積、それに要する労働力を調べて太政官に申上する。農民の雑徭の徴発に当るのは国司であるが、「准役月閑要、量事配遣」する。「准役閑要」という点についての解釈はふた通りある。『集解』釈説は「要月差多丁戸、閑月差少丁戸」といい、戸の課丁の多少を以て論じているが、朱説は「要月者役五日、閑月者役十日」と、役すべき日数の問題だとしている。賦役令は、

凡差科、先富強、後貧弱、先多丁、後少丁、其分番上役者、家有兼丁者要月、家貧單身者閑月

といつてゐるから、令の趣旨そのものから解釈すれば釈説の解釈を妥当とすべきであろう。さて、この農民を田司が監督して経営を行うのであるが、収穫おわれれば宮内省にそれを報告し、省は収穫量を校量するのである。官田の標準収量がどれほどであつたかは令の条文そのものには現われていないのであるが、『集解』釈説が引く神護景雲二年二月二八日付太政官符によると、町別五〇〇束であつた。以

上が令の規定にみえる官田の概要である。

貞観二年四月一九日付太政官符（『類聚三代格』卷二〇）は「応長官自檢察御稲事」を命じたものであるが、その中に、

右式云、凡供御并中宮東宮季料稲粟糯等、並用省営田

とみえる。ここにいう式とは、その発布年月日を限定していないところをみると、恐らく弘仁式であろう。弘仁式の成立は弘仁十一年であるから、右の規定はそれ以前のものでなければならぬ。省営田に對置されるものは国営田であるが、令の本来の規定は省営・国営の区分を何ら設けていないから、これは令成立以後の或る式により規定されたものと考えざるをえない。しかしその式は現在残されていないから、これ以上は推測の余地もない。

天長元年六月一日、太政官は符を下して、供御稲が「愆期」し、はては欠息するので、これから国司がその事に専断して、一年分の供御料を冬季のはじめに纏めて進上するようにと命じた。ところが、このように一度に多くの稲が進上されると、大炊寮では貯える倉庫がないというので収納を肯んじなかつた。このために何日も滞京しなければならず、担夫・將領をいたずらに辛苦させるばかりであつ

た。そこで承和二年一月九日付太政官符で、山城・摂津・河内の三国に一年分を配分して、納期をずらして納めるように定めた。更に天安元年に至つて、納期を一カ月早めた^⑧。未進もあつたので、天安二年には国司に対して期内に納入するようにと勧告した。それでもなお未進が多かつたので、国司を京に召してはその欠怠を勘責したが、そのため国司は任国に帰り郡司を勘当し、また百姓を決罰して私稲を責め取る有様であつた。「御膳之物、尤欲清潔」するに、かくの如き不浄の供進は大いなる誤りである、従つて今後は、田の撰定・耕種から收穫に至るまで国司が自ら檢察を加え、別庫に収納して、期日内に必ず弁進するように、と貞観二年に改めて勧告している。^⑨貞観四年に至つて、貢進の際には国司の掾以上のものを一人を綱領として、山城国は八月二〇日、摂津国は二月二〇日、河内国は四月二〇日までに進済するように定めた。^⑩以上述べたうちにもみられたように、官田の未進の増加する傾向があつた。この傾向は、国司の努力にも拘らず、郡司・百姓らの官田忌避の方向に従つて、遂にはこの直営方式の存在を許さなくなつてきていた。既に弘仁一四年に大宰府管内において行われ

た公営田の設置にも同様の事情がみられていたのであるが、畿内の官田も、まさに公営田的方式に轉換しなければ維持できない情勢に追い込まれていた。

元慶三年二月四日、政府は畿内諸国に大規模な官田増設を行つた。^⑪実に総数四、〇〇〇町で、大和国一、二〇〇町、山城国・河内国・摂津国各八〇〇町、和泉国四〇〇町であつた。このとき設置された官田は、従来の官田とはその性質を異にしていた。先ず第一に、従来官田と称するのは供御田であつたが、新官田は供御のみならず、広く「支公用」するためのものであつた。先にもふれたように、かかる大規模な官田設置の理由は、とさの中納言兼民部卿藤原冬緒の奏状によれば、

近代以来、一年例用位禄王禄、准殺十七万余斛、又京庫未衣衣服月粮、必給外国、其数亦多、並是正税用尽終行不動、当今年中所用卅五六万斛、况亦有損之年多費不動

というにあつた。これは律令制財政の膨脹と、一方、調庸制の衰退を意味する。即ち、全国的な律令制負担体系の解体に伴つて、政府権力の比較的浸透しやすい畿内諸国において中央官衙の財政を賄わんとする政策——それが官田の

増設であつた。しかも、その経営方式は「若獲稲若地子、量其便宜」とあるように、一部直営を廃したのである。その具体的なあり方は、二年後の元慶五年二月八日付太政官符（『類聚三代格』卷二五）に詳細に示されている。即ち、「当今尽欲管佃、慮吏民之難堪、全為地子、恐公家之少利」というところから、「折中商量、令佃半分」「遺田者、或地子或佃直、任民所欲随宜并行」のである。官田の半ばは直営として残し、残り半分は地子制又は賃租制をとることに定めたのである。半分の直営地についても改革を加えた。

① 官田営料は田品に拘らず町別一二〇束とし、春時正税を以て宛てる。

② 獲稲数量は、上田三二〇束、中田三〇〇束に減定する。これは「欲令農民不有倦心」ためである。

③ 獲稲を納める倉が管田の地から遠いときは、近くに小院（倉）を建てる。これは「令易出納、以省民煩」ためである。

④ 「力田之輩」をえらんで「正長」とし、その監督に当らせる。また諸司官人、近衛・兵衛・二宮舎人および雑任をえらんで「惣監」とし、郷ごとに配置する。

この経営方式は、まさにかの公営田の再版である。直営

を廃した部分は地子制又は賃租制をとるが、前者の場合、地子は「式文」による。即ち、『弘仁主税式』公田条の田品制による対価支払法をとる。『弘仁主税式』公田条とは次の如くである。

凡公田獲稲、上田五百束、中田四百束、下田三百束、下下田一百五十束、地子各依田品令輸五分之一、若惣計国内、所輸不滿十分之九、勘出令填、其租一段穀一斗五升、町別一石五斗、皆令營人輸之

一方、賃租制の方は、その佃直の数は「国例」による。即ち、令制公田条の郷土估佃法によつて支払うものである。令制公田条とは、

凡諸国公田、皆国司随郷土估佃、賃租、其佃送太政官、以充雜用

というのであつて、『集解』古記の註では、佃は矢張り一〇分の二である。地子制・賃租制のいずれをとるかには「任民所欲」すのであつたが、「凡細民之愚昧權變、偏懷求利之意、不知得利之謀」、だから牧宰はよろしく「教諭」して「令知公私共利之趣」と述べているところに政府の苦心が現われている。

官田制に大變改の加えられた元慶五年の十一月二五日には、前項で述べたように、要劇料・番上料が官田を以て置き換えられた。そして九世紀末には要劇料は要劇田に変化し、また月料も同じ途をたどった。官田そのものも、元慶七年三月四日に大和国司が、国内官田七三二町余を、直営をやめて地子制・賃租制に切り換えることを申請して聴可された(『日本三代実録』卷四三)。ことにみられるように、既に直営方式は維持しえなかつた。のちの記録にも、官田については地子制又は賃租制のことのみが散見するように、恐らく直営はなくなつたのであろう。

① 官田の史的位罫については従來論ぜられてゐるが、とくに石母田正『古代末期政治史序説』上巻・第一章第二節における扱いを参照。

② 『日本書紀』卷一一 仁德天皇四一年二月条。

③ 同卷一九 欽明天皇一七年九月条。

④ 同卷一九 欽明天皇三〇年正月条。

⑤ 西岡虎之助「ミヤケより莊園への發展」(『莊園史の研究』上巻所収)。

⑥ 戸を幾つかの等級に分つ方法には二種ある。『田令集解』古記は慶雲三年格を引いて、八丁以上を大戸、六丁を上戸、四丁を中戸、三丁を下戸として四等に分つ旨を述べてゐる。この場

合は、戸の等級は課口の数によつてゐる。しかし古記は「注中以上戸謂計丁数定之」といつてゐるから、恐らく大室令では養牛の戸は中戸(課丁四)以上と定められていたのである。また古記は「今行事三丁以上戸、家富堪養者充、雖多丁家貧者不充也」と當時の慣行を示している。『養老賦役令』義倉条は戸を九等に分けてゐるが、古記は「如何定九等」という問いに對して、和銅六年二月一九日格・同八年五月一九日格をあげて、資財の多少により分ける、と答へてゐる。

⑦ この場合、戸内の雜徭をすべて免ずるのか、又は一部のみ免ずるのか問題になるが、『集解』穴説は「量狀免二人之徭也」といい、朱説は「免養人一人徭也」といつており一致しない。

⑧ 『類聚三代格』卷一〇 貞觀四年二月一五日付太政官符。

⑨ 同卷一〇 貞觀二年四月一九日付太政官符。

⑩ 同卷一〇 貞觀四年二月一五日付太政官符。

⑪ 赤松俊秀「公營田を通じて觀たる初期莊園制の構造に就いて」(『歴史学研究』七一五)。

⑫ 『類聚三代格』卷一五 元慶三年一二月四日付太政官符。

⑬ 宮城栄昌「賃租制と地子制」(『史学雑誌』六一七)。

五、むすび — 律令制から莊園制へ —

延久二年の興福寺録高反別記——雜役免東諸郡——(『安造文』四六)は、興福寺が大和国東諸郡(六カ郡)に持つてゐた雜

役免荘が記されている。例えば、山辺郡田倍西荘をみると、同荘は公田畠二〇町六〇歩と不輸免田畠一四町二〇歩から成つてゐた。公田畠とは、租は国衙が収納し、雑役のみ興福寺が収納するもので、不輸免田畠はいわゆる神社仏寺諸司要劇田畠のことである。この不輸免田畠の内容は、春日神戸田・石上寺田・内匠寮田・左近府田・小一条院田・勸学院田・春宮大夫位田・民部卿位田・無主位田であつた。内匠寮田とは、その土地からの地子を内匠寮が収納し、雑役は興福寺が収納するものであり、左近府田とは地子は左近府、雑役は興福寺が収納するものである^①。

月料・要劇料等が現物給与から土地の給与にvari（即ち地子給与）、諸司公廨田と共にいわゆる官衙領を形成したが、それは、右にみたような形で存在していた。地子の収納は恐らく興福寺の請負い、ないしは別納の形で行われたものと思われる。位田についても同様なことが考えられるし、^②無主位田についても、その地が固定化してしまつて、穀倉院領として一種の官衙領化してゐたことが考えられる^③。

官衙領や位田が寺社莊園に含み込まれ、又は混在している形は、興福寺領のみならず、畿内では一般的にみられた

形であつた。保元三年の勸修寺領田畠檢注帳案（平安道安二
九三）をみると、

『本地子左京職十三坪八段已作田末時』

とみえるが、この場合、地子は左京職が、雑役は勸修寺が収納するのである。承安二年の藤原貞友の沽券（平安道安二
三六
一六）によると、彼は「私領田老処……合式段半」を売つたが、それには「但右馬寮田也」と註記がある。その裏書には文永一〇年の日付で「半ハ右馬寮本所当分」と書いている。このように、中央官衙も寺社・貴族等と同様に、莊園制的諸職を基礎とする經濟体制に次第に轉換して行つたのである^④。

既に多くの人々によつていわれていることではあるが、平安時代の九世紀末・一〇世紀初頭は、日本史上の重大な劃期であつたと考える。律令制的体制はこの時期に崩れたと考えるのである。土地制度史的には莊園体制の成立、商業史的には東西市の商業から町の商業への轉換、それはもちろん一挙になされたものではなく、大勢が明かに新しい生産機構に傾いたのは一二世紀と考えるが、この時期に、私は古代から中世への轉換があつたと考えたい。このよう

な考え方方には、かなり異論があるかも知れない。しかし、「古代」「中世」という言葉の規定の仕方を別にしても、明かに「変つた」ということだけは、どうしても信ぜざるをえないのである。

以上、この拙い論文が、「はしがき」に述べた意図を果したか否か頗る疑わしいが、何らか、問題の緒口を探りえたとすれば幸いである。

寺 侍

寺侍は坊官とも称され、本来は法体で普通門跡に奉仕し、寺院の雑務に当つてゐた。一六世紀末から彼等が寺院経営で重きを為すことは注目すべきである。禪苑に限つても、僧録司最嶽元良のもとの南禪寺金地院の平賀清兵衛は「本光国師日記」に散見して著名であるし、大徳寺芳春院玉舟宗瑤に仕える吉岡宗斎及び吉岡一家、相国寺鹿苑寺鳳林承章に侍する吉田権右衛門は、鹿苑寺領の年貢取納に当つて代官となり（開基記一、寛永一六条、永一〇・一六条、同記一、寛永二〇・一六条）、手作のための田地一〇ヶ所を承章から与えられている。

二二・二。実は彼は前述大徳寺僧玉舟宗瑤と実兄弟であり、久しくその事が判明しなかつたといひ、何か故ありけである。（同記二、正保二・一五條）この事があつてから彼の足は繁く芳春院にむかい、亡父の一七年忌の斎は鹿苑寺で営まれてゐるに拘らず。（同記一、寛永一七・四・一九條、母妙清の葬儀は、実子宗瑤によつて手厚く行われており、同記二、慶安二・一〇・二三條）権右衛門の息権平は、大徳寺に出家して宗瑤の門に入り（同記三、慶安四・二・二三條、同年同月、一六条）、心嶽宗欽と称してのち芳春院の第五世を嗣ぎ、元禄三年には勅によつて大徳寺第二四六世として入寺している。（鹿苑寺領大徳寺世譜）吉田権右衛門は鹿苑寺の寺侍であるにかかわらず、むしろ芳

① 拙稿「畿内荘園の成立過程」〔北海道学芸大学紀要〕第一部九一二。

② 拙稿「位田について」〔日本社会史研究〕三号。

③ 興福寺領大和國若槻荘の例。菅孝次郎所蔵、徳治二年若槻荘土帳。

④ 拙稿「陵戸田について」〔日本社会史研究〕二号。

⑤ 拙稿「平安京の経済構造」〔伊東多三郎編「国民生活史研究」2所収〕。

春院の有力な外護者の一人であつたということができよう。かく吉田権右衛門をして大徳寺芳春院に向けさせたものは、宗瑤を兄弟とするという血のつながりであつたか、當時在野の禪苑として敬崇を誇つた、とくに北派の禪風であつたか。（鹿苑寺領大徳寺世譜）それとも京・大坂・堺などの町衆が広い範圍で出入したことと軌を一にしたものか。（天室和尚研究筆記）いずれにしても、この種の俗体寺侍が統一的な封建政治の確立期における寺院経営上果す役割については、今後の追究がまたれるものである。
(三浦圭一)

dynasty. Generally, not necessarily in the *Szechwan* (四川) district, nobles powerful clans in the Period of the South and North were in their growing period roughly after the Later *Han* (後漢) dynasty. One of the main reasons why they became to be powerful clans was to be in close contact with politics as subordinate country-officials.

For these facts, however low their position in the state government might be native from *I-chou* (益州) under the *Shu-han* (蜀漢) administration are thought to have still been able to keep or develop their influence as powerful clans which they tried to put up since the Later *Han* (後漢) dynasty.

Disintegrating Process of the Financial Organization in the *Ritsuryō* (律令) System

—*Getsuryō* (月料) *Yōgekiryō* (要劇料)
and *Kanden* (官田) —

by

Takeshi Abe

There seems to be no thorough research on the transition of the *Ritsuryō* (律令) system to the Manorial System; there have been few practical studies about it except some general ones.

This article, from the view-point of the history of land-system, throws special light on the process through which *Getsuryō* (月料) and *Yōgekiryō* (要劇料) under the *Ritsuryō* (律令) system changed themselves in the ninth to tenth century, and then were absorbed and digested into the Manorial system, in order to find the key to the study of *Kangaryō* (官衙領) and of formation of manors.